

---

## 4510. HAWB情報登録（輸入）

---

業務コード	業務名
HCH	HAWB情報登録（輸入）呼出し
HCHO1	HAWB情報登録（輸入）

## 1. 業務概要

混載貨物に係るHAWB情報をMAWB番号単位に登録する。

### (1) 「HAWB情報登録（輸入）呼出し（HCH）」業務の場合

「AWB情報登録（輸入）（ACH）」業務または「AWB情報訂正（CAW）」業務（以下、AWB情報登録業務という。）によりAWB情報が輸入貨物情報DBに登録されている場合に、その情報を呼び出す。

### (2) 「HAWB情報登録（輸入）（HCHO1）」業務の場合

混載貨物に係るHAWB情報として総個数及び総重量等を登録する。

## 2. 入力者

混載業

## 3. 制限事項

### (1) HCH業務の場合

ジョイント混載業は、最大19業者とする。

### (2) HCHO1業務の場合

- ①1業務で入力可能なHAWB件数は、最大20件とする。
- ②1MAWBで登録可能なHAWB件数は最大999件とする。
- ③ジョイント混載業は、最大19業者とする。
- ④1HAWBで登録可能な到着空港数は、最大5空港とする。

## 4. 入力条件

### (1) HCH業務の場合

#### (A) 入力者チェック

システムに登録されている利用者であること。

#### (B) 入力項目チェック

##### (a) 単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

##### (b) 項目関連チェック

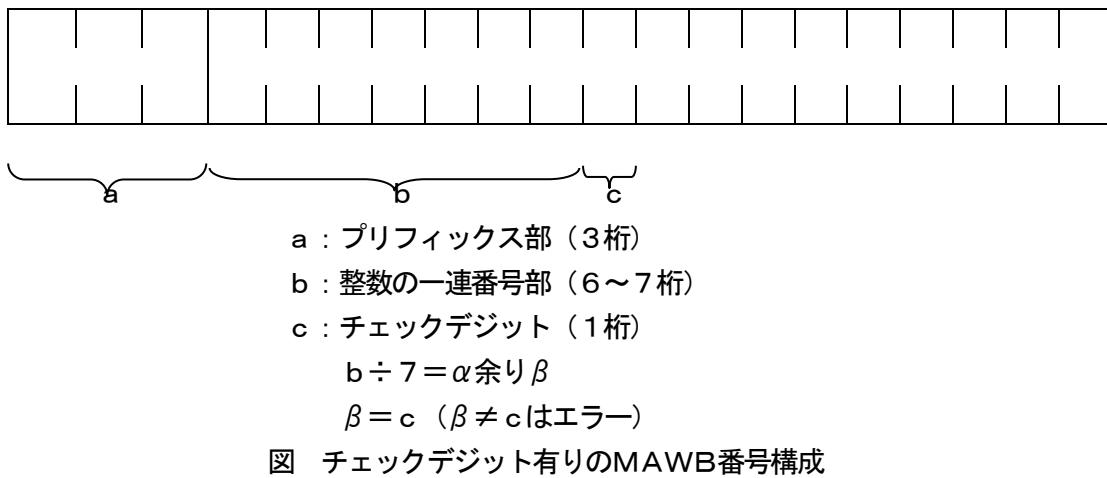
「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

### (C) MAWB番号チェック

入力されたMAWB番号に対する輸入貨物情報が輸入貨物情報DBに存在しない場合で、MAWB番号が10桁または11桁の場合は、一連番号部（4～9または10桁目）が数字であること。

#### ・チェックデジット・チェック方法

一連番号部を7で除し、その余りとチェックデジットの数値が等しいことをチェックする。



### (D) 輸入貨物情報DBチェック

(a) 入力されたMAWB番号に対する輸入貨物情報が輸入貨物情報DBに存在する場合は、以下のチェックを行う。

- ①AWBまたはシステム外搬入貨物であること。なお、孫混載の場合は、HAWBであること。
- ②仮陸揚貨物、機移し貨物または社用品でないこと。
- ③「貨物取扱登録（改裝・仕分）（CHS）」業務により仕分けられた仕分け親または仕分け子でないこと。
- ④システム外他空港向一括保稅運送貨物でないこと。
- ⑤輸入申告等の輸入通関手続き（予備申告（Z申告、T申告、J申告、U申告またはS申告）を含む）が行われていないこと。
- ⑥孫混載の場合は、突合済であること。
- ⑦本業務により終了入力が行われていないこと。ただし、ジョイント混載の場合は、入力混載業に対して本業務により終了入力が行われていないこと。
- ⑧ジョイントの旨が入力されていない場合は、ジョイント混載の旨の登録がされていないこと。
- ⑨「許可・承認等情報登録（輸入保稅）（PCH）」業務による以下の登録がされていないこと。
  - 「廃棄届受理」
  - 「滅却承認」
  - 「亡失届受理」
  - 「税關内收容」
  - 「登録情報削除容認」
  - 「貨物手作業移行」
- ⑩「許可・承認等情報登録（輸入通關）（PAI）」業務により許可・承認登録がされていないこと。
- ⑪「許可・承認等情報登録（監視）（PAK）」業務により以下の登録がされていないこと。
  - 「外貨機用品積込承認（個別）」
  - 「外貨船用品積込承認」
  - 「別送品輸入許可」
- ⑫貨物取扱許可申請中または見本持出許可申請中でないこと。

(b) 入力されたMAWB番号に対する輸入貨物情報が輸入貨物情報DBに存在しない場合は、孫混載表示に入力がされていないこと。

(2) H C H O 1の場合

(A) 入力者チェック

システムに登録されている利用者であること。

(B) 入力項目チェック

(a) 単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

(b) 項目関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

(C) MAWB番号チェック

入力されたMAWB番号に対する輸入貨物情報が輸入貨物情報DBに存在しない場合で、MAWB番号が10桁または11桁で、かつ一連番号部（4～9または10桁目）が数字の場合は、一連番号部を7で除し、その余りとチェックデジットの数値が等しいことをチェックする。

(D) 輸入貨物情報DBチェック

(a) MAWBチェック

(ア) 入力されたMAWB番号に対する輸入貨物情報が輸入貨物情報DBに存在する場合は、以下のチェックを行う。

①AWBまたはシステム外搬入貨物であること。ただし、孫混載の場合は、HAWBであること。

②仮陸揚貨物、機移し貨物または社用品でないこと。

③CHS業務により仕分けられた仕分け親または仕分け子でないこと。

④システム外他空港向一括保税運送貨物でないこと。

⑤輸入申告等の輸入通関手続き（予備申告（Z申告、T申告、J申告、U申告またはS申告）を含む）が行われていないこと。

⑥孫混載の場合は、突合済であること。

⑦本業務により終了入力が行われていないこと。ただし、ジョイント混載の場合は、入力混載業に対して本業務により終了入力が行われていないこと。

⑧ジョイントの旨が入力されていない場合は、ジョイント混載の旨の登録がされていないこと。

⑨PCH業務による以下の登録がされていないこと。

「廃棄届受理」

「滅却承認」

「亡失届受理」

「税關内収容」

「登録情報削除容認」

「貨物手作業移行」

⑩PAI業務により許可・承認登録がされていないこと。

⑪PAK業務により以下の登録がされていないこと。

「外貨機用品積込承認（個別）」

「外貨船用品積込承認」

「別送品輸入許可」

⑫貨物取扱許可申請中または見本持出許可申請中でないこと。

(イ) 入力されたMAWB番号に対する輸入貨物情報が輸入貨物情報DBに存在しない場合は、孫混載表示に入力がされていないこと。

(b) HAWBチェック

入力されたHAWB番号に対する輸入貨物情報が輸入貨物情報DBに存在する場合は、以下のチェックを行う。

- ①HAWB情報が登録されていないこと。
- ②登録されているMAWB番号が入力されたMAWB番号と同一であること。
- ③輸入申告等の通関手続き（予備申告（Z申告、T申告、J申告、U申告またはS申告）は除く）が行われていないこと。
- ④貨物到着前輸入申告扱いの予備申告（J申告）または到着即時輸入申告扱いの予備申告（税関空港で貨物を引き取る場合または航空貨物の集積場所で貨物を引き取る場合）（U申告またはS申告）の登録がされている場合は、到着空港揚貨物であること。
- ⑤PCH業務で貨物手作業移行登録がされていないこと。
- ⑥既に「混載貨物確認情報登録（HPK）」業務が行われている場合は、入力された到着便名とHPK業務で登録された到着便名が一致すること。
- ⑦HPK業務により既に混載業が登録済みの場合は、登録されている混載業が入力者（委託元混載業が入力されている場合は入力された委託元混載業）と同一であること。
- ⑧混載仮陸揚貨物で、かつ既にHPK業務が行われている場合は、入力された総個数がHPK業務により登録された個数以上で、かつ入力された総重量がHPK業務により登録された重量以上であること。

(E) 輸出貨物情報DBチェック

HAWBに国外の仕向地が入力された場合は、入力されたHAWB番号に対する輸出貨物情報が輸出貨物情報DBに存在しないこと。

## 5. 処理内容

(1) HCHの場合

(A) 入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「00000-00000-00000」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「00000-00000-00000」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。（エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。）

(B) 出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

(C) 注意喚起メッセージ出力処理

登録を行うには再送信が必要な旨を注意喚起メッセージとして出力する。

(2) HCHO1の場合

(A) 入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「00000-00000-00000」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「00000-00000-00000」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。（エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。）

(B) 輸入貨物情報DB処理

(a) MAWBの更新

(ア) 輸入貨物情報が輸入貨物情報DBに存在しない場合

- ①輸入貨物情報を作成する。

- ②本業務が行われた旨を登録する。
  - ③ジョイント混載の場合は、ジョイント情報の登録を行う。
  - ④本業務にて終了入力がされた場合は、その旨を設定する。
- (イ) 輸入貨物情報が輸入貨物情報DBに存在する場合
- ①本業務が行われた旨を登録する。
  - ②ジョイント混載の場合は、ジョイント情報の登録を行う。
  - ③本業務にて終了入力がされた場合は、その旨を設定する。
- (b) HAWBの更新 (HAWB単位に以下の処理を行う。)
- (ア) 入力されたHAWB番号に対する輸入貨物情報が輸入貨物情報DBに存在しない場合
- ①輸入貨物情報を作成する。
  - ②HAWB情報を登録する。
  - ③未突合の旨を登録する。
- ④MAWB情報に到着便情報が登録されている場合、MAWB情報の先頭の到着便情報から到着年月日及び到着時刻を補完し登録する。なお、MAWB情報に到着便情報が登録されていない場合で、かつAWB予備情報が登録されている場合、MAWB情報の先頭のAWB予備情報から到着予定年月日及び到着予定時刻を補完し登録する。
- (イ) 入力されたHAWB番号に対する輸入貨物情報が輸入貨物情報DBに存在する場合
- ①HAWB情報を登録する。
  - ②HPK業務が行われている場合で、かつ入力された総個数とHPK業務により登録された個数が等しく、かつ入力された総重量がHPK業務により登録された重量以上である場合は、突合及び全量到着済の旨を登録する。
  - ③HPK業務が行われている場合で、かつ入力された総個数がHPK業務により登録された個数より大きい場合は、突合（スプリット）及びスプリットの旨を登録する。
  - ④HPK業務が行われている場合で、かつ入力された総個数がHPK業務により登録された個数より小さい場合は、不突合（オーバー）の旨を登録する。
  - ⑤HPK業務が行われている場合で、かつ入力された総重量がHPK業務により登録された重量より小さい場合は、不突合（オーバー）の旨を登録する。
  - ⑥HPK業務が行われていない場合は、未突合の旨を登録する。
  - ⑦HPK業務が行われていない場合で、かつMAWB情報に到着便情報が登録されている場合、MAWB情報の先頭の到着便情報から到着年月日及び到着時刻を補完し登録する。なお、MAWB情報に到着便情報が登録されていない場合で、かつAWB予備情報が登録されている場合、MAWB情報の先頭のAWB予備情報から到着予定年月日及び到着予定時刻を補完し登録する。
  - ⑧貨物到着前輸入申告扱いの予備申告（J申告）または到着即時輸入申告扱いの予備申告（税関空港で貨物を引き取る場合）（U申告）の登録がされたHAWBに係るMAWBが以下のいずれかの条件を満たす場合は、予備申告（本申告自動起動）（Z申告）を行う旨に変更する。
    - ・「ULD引取情報登録（UDA）」業務が行われている。
    - ・システム外搬入貨物である。
    - ・「貨物確認情報登録（PKG）」業務または「貨物確認情報訂正（CPK）」業務が行われている。
    - ・運送種別が未定の旨が登録されている。<sup>\*1</sup>
    - ・到着即時輸入申告扱いの予備申告（税関空港で貨物を引き取る場合）（U申告）の場合で、他空港向一括保税運送貨物または申告時の通関予定蔵置場の所属空港と異なる税関空港における到着空港揚貨物である。
    - ・貨物到着前輸入申告扱いの予備申告（J申告）の場合で、申告時の通關予定蔵置場の所属空

港と同一の税関空港における到着空港揚貨物以外の到着便情報が登録されている。\*1

(\*1) 貨物到着前輸入申告扱いの予備申告（J申告）の場合は、「AWB予備情報登録（AAW）」業務にて登録した内容も対象として処理を行う。

(C) 輸出貨物情報DB処理

HAWBに国外の仕向地が入力された場合は、以下の処理を行う。

- ①輸出貨物情報を作成する。
- ②HAWB情報を登録する。

(D) 重量換算処理

入力重量がポンドの場合は、キログラム単位への換算を行う。

①換算式

入力重量 × 0.45359

(1ポンド=0.45359キログラムとする。)

②端数処理

小数点以下第2位を切り上げ、小数点以下第1位が5以下の場合は5とし、6以上の場合は整数位1位へ切り上げ、小数点以下第1位は0とする。

(例) 10.46 → 10.5

10.56 → 11.0

(E) 本申告自動起動処理

(a) 予備申告（本申告自動起動）（Z申告）の場合

予備申告（本申告自動起動）（Z申告）の旨が登録されている場合で、以下の条件をすべて満たした場合は、入力されたHAWBに対する本申告（輸入申告、蔵入・移入・総保入承認申請）が自動起動される。

- ①予備申告の時に登録された通関予定蔵置場にHAWBが全量蔵置されていること。
- ②突合済であること。
- ③全量到着済であること。

(b) 貨物到着前輸入申告扱いの予備申告（J申告）または到着即時輸入申告扱いの予備申告（税関空港で貨物を引き取る場合または航空貨物の集積場所で貨物を引き取る場合）（U申告またはS申告）の場合

以下の条件を満たした場合は、入力されたHAWBに対する本申告（輸入申告、蔵入・移入・総保入承認申請）が自動起動される。

(ア) MAWBの条件

- ①貨物到着前輸入申告扱いの予備申告（J申告）の登録がされている場合で、申告時の通関予定蔵置場の所属空港と同一の税関空港でAAW業務またはAWB情報登録業務が行われている場合は、システム外搬入貨物でない到着空港揚の貨物であること。
- ②到着即時輸入申告扱いの予備申告（税関空港で貨物を引き取る場合）（U申告）の登録がされている場合で、申告時の通關予定蔵置場の所属空港と同一の税関空港でAWB情報登録業務が行われている場合は、システム外搬入貨物でない到着空港揚の貨物であること。
- ③到着即時輸入申告扱いの予備申告（航空貨物の集積場所で貨物を引き取る場合）（S申告）の登録がされている場合は、HAWBの通關予定蔵置場と同一の保税蔵置場に搬出されていること。

(イ) HAWBの条件

仮陸揚貨物でないこと。

(F) 輸入畜産物検査申請自動起動処理

輸入畜産物検査申請（到着後申請自動起動）の旨が登録されている場合で、以下の条件を満たした場合は、入力されたHAWBに対する輸入畜産物検査申請（到着後申請）を自動起動する。

- ①突合済であること。
- ②スプリット貨物の場合は、全量到着済であること。

(G) 出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

(H) 注意喚起メッセージ出力処理

不突合情報を出力する条件を満たす場合で、かつ出力対象HAWBが100件以上存在する場合は、注意喚起メッセージとして出力する。

## 6. 出力情報

(1) HCHの場合

情報名	出力条件	出力先
処理結果通知	なし	入力者
HAWB情報登録(輸入) 呼出し結果情報	なし	入力者

(2) HCHO1の場合

情報名	出力条件	出力先
処理結果通知	なし	入力者
不突合情報	以下の条件をすべて満たすとき、出力する (1) 入力されたMAWB番号に対してHPK業務及び本業務により終了入力が行われている ただし、ジョイント混載貨物の場合は、混載業毎のHPK業務及び本業務の終了入力が行われている (2) 全量到着済でないHAWBがある (3) 出力対象HAWBが100件未満である*2	入力者  HAWB情報登録業務が代理入力者により行われた場合は、その業務委託元混載業HAWB情報登録業務を行った混載業  HAWB情報登録業務を行った混載業  HPK業務を行った保税蔵置場
搬入状況通知情報(輸入)	以下の条件をすべて満たすとき、出力する (1) 突合済である (2) 税関届出を必要とする事故貨物が存在する	入力者  委託元混載業  HPK業務を行った保税蔵置場  HPK業務を行った保税蔵置場を管轄する税関(保税担当部門)

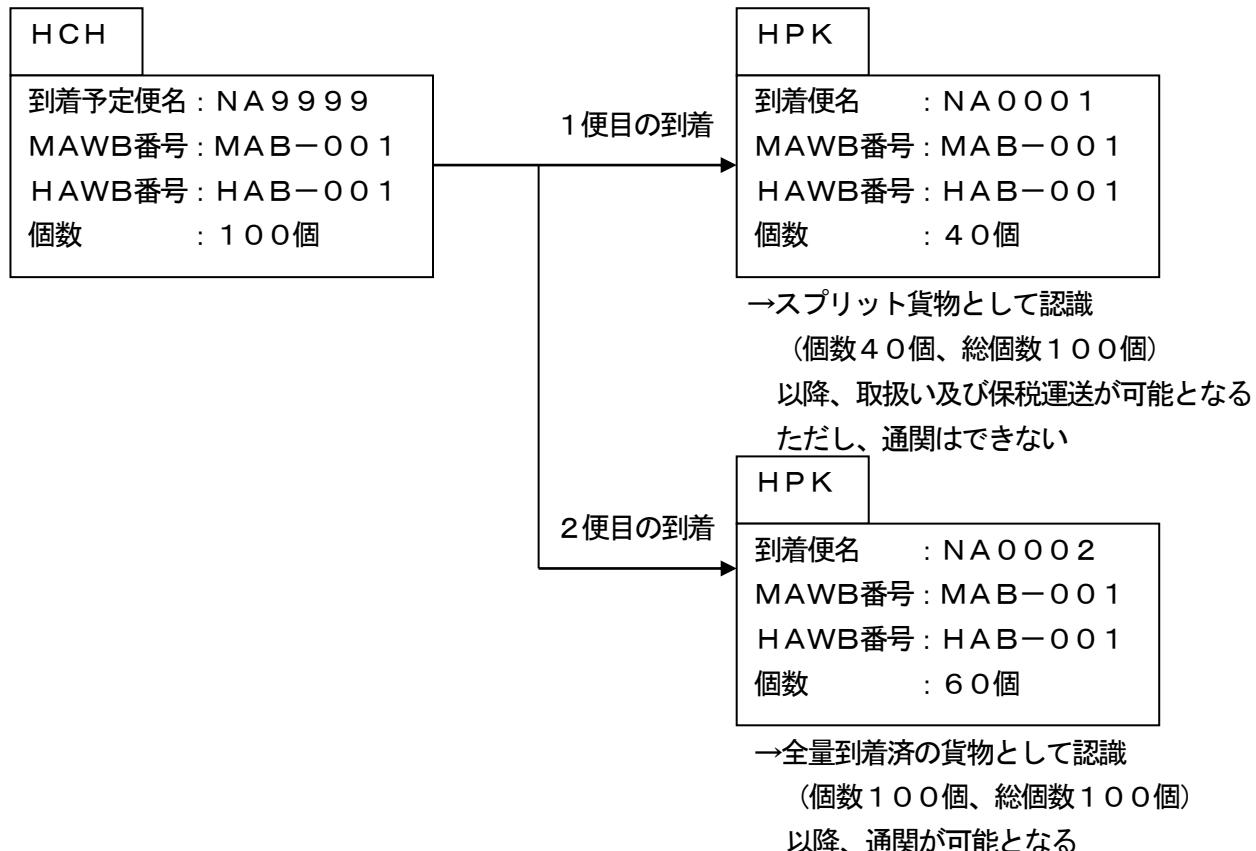
S T P 貨物搬入確認情報	入力されたHAWBに対して以下の条件をすべて満たすとき、出力する (1) 突合済である (2) S T P 貨物である	H P K 業務を行った保税蔵置場を管轄する税関 (保税担当部門)
	入力されたHAWBに対して以下の条件をすべて満たすとき、出力する (1) 突合済である (2) S T P 貨物である (3) H P K 業務を行った保税蔵置場を管轄する税関と貨物の移動差止登録を行った税関が異なる	貨物の移動差止登録を行った税関 (保税担当部門)
保税関係確認情報	入力されたHAWBに対して以下の条件をすべて満たすとき、出力する (1) 税関届出用特殊貨物記号が入力されている (2) H P K 業務を行った保税蔵置場を管轄する税関に対して出力する旨が登録されていない (3) 税関官署が入力されている	本業務で入力された税関 (保税担当部門)
	入力されたHAWBに対して以下の条件をすべて満たすとき、出力する (1) 税関届出用特殊貨物記号が入力されている (2) H P K 業務を行った保税蔵置場を管轄する税関に対して出力する旨が登録されていない (3) 税関官署が入力されていない	到着空港を管轄する税関 (保税担当部門)
	入力されたHAWBに対して以下の条件をすべて満たすとき、出力する (1) 税関届出用特殊貨物記号が入力されている (2) H P K 業務が行われている (3) H P K 業務を行った保税蔵置場を管轄する税関に対して出力する旨が登録されている	H P K 業務を行った保税蔵置場を管轄する税関 (保税担当部門)
S T P 貨物解除通知情報	入力されたMAWBに対して以下の条件をすべて満たすとき、出力する (1) S T P 貨物である (2) 削除表示が設定された	貨物の移動差止登録を行った税関 (保税担当部門)

(\* 2) 出力対象HAWBが100件以上存在する場合、注意喚起メッセージが出力されるが、不突合情報は出力されないため、必要に応じて「輸入便情報照会（HAWB）（IMF12）」業務にて確認を行う。

## 7. 特記事項

- (1) 本業務に入力される項目（品名、仕向地、積込港、総個数、総重量）については、別紙L02「共通項目（航空輸出貨物情報）の登録優先順位」に従って輸出貨物情報DBに登録または更新する。

(2) HAWB情報登録業務においてはHAWB全体の情報（総個数等）を登録し、HPK業務または「混載貨物確認情報訂正（CHP）」業務においては到着便単位のHAWB情報（到着個数等）を登録する。混載貨物については、HAWB情報登録業務で登録した総個数とHPK業務またはCHP業務で登録した個数の合計が一致し、全量到着が確認された後に通関可能となる。なお、HAWB情報登録業務とHPK業務またはCHP業務を実施した後に登録内容の誤りが確認された場合は、「貨物情報変更登録（CAI）」業務にて訂正を行い、全量到着確認を行う。



(3) HPK業務等にて重量が登録されなかった場合は、以下のとおり重量を計算し、チェック及び処理を行う。

#### ①換算式

$$\text{重量} = \frac{\text{HCH業務等により登録された総重量}}{\text{HCH業務等により登録された総個数}} \times \text{HPK業務等により登録された個数}$$

#### ②端数処理

小数点第2位以下は、すべて切り捨てる。